

【参考】

第1回総会（平成27年4月24日）

近畿地方年金記録訂正審議会

地方年金記録訂正審議会に ついて

地方年金記録訂正審議会

国民年金法第14条の2及び厚生年金保険法第28条の2の規定により、被保険者等は記録の訂正を請求することができることとされています。

この記録の訂正の可否について決定する場合には、厚生労働大臣より権限の委任を受けた地方厚生局長等は、あらかじめ地方年金記録訂正審議会へ諮問しなければならないこととされています。

地方年金記録訂正審議会については、厚生労働省組織令第153条の2に規定され、地方年金記録訂正審議会規則が、平成27年厚生労働省令第83号で制定されています。

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）－抄－

第153条の2 地方厚生局に地方年金記録訂正審議会を置く。

2 (略)

3 (略)

地方年金記録訂正審議会規則の概要

- 審議会…委員は30人以内で組織する。特別の事項を調査審議させるため臨時委員を置くことができる。（第2条関係）
 - ⇒近畿地方年金記録訂正審議会の委員は28名
- 委員及び臨時委員（以下「委員等」）の任命は、地方厚生局長が行う。（第3条関係）
- 委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命（第4条第1項）
 - ⇒今回の任期は、委員の半数が2年、半数が1年（附則2）
- 委員等は非常勤とし、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（第4条関係）

- 審議会に会長を置き、委員の互選により選任（第5条関係）
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。（第5条関係）
- 会長は、会長代行、部会に属すべき委員等および部会長を指名（第5条、第6条関係）
- 部会長は、部会長代理を指名（第6条関係）

- 審議会（部会）は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。（第7条関係）
- 審議会（部会）の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長（部会長）が決する。（第7条関係）
- 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。（第7条関係）

- 審議会（部会）は、必要があると認めるときは、地方厚生局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、請求者、事業主その他関係者の意見を聴くことができる。（第8条関係）

- 議事の手続その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。（第10条関係）